

議案第 33 号

平成 30 年度 川根本町訪問看護事業特別会計予算

平成 30 年度川根本町の訪問看護事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 14,900 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び金額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000 千円と定める。

平成 30 年 3 月 2 日提出

川 根 本 町 長      鈴 木 敏 夫

## 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 サービス収入		4,777
	1 介護給付費収入	3,590
	2 予防給付費収入	470
	3 医療給付費収入	177
	4 利用者負担金収入	540
2 繰入金		10,121
	1 一般会計繰入金	10,121
3 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入	合 計	14,900

( 歳出 )

( 単位 : 千円 )

款	項	金額
1 サービス事業費		14,900
	1 居宅サービス事業費	14,900
歳 出	合 計	14,900

第 2 表

## 債 務 負 担 行 為

事 由	期 間	限 度 額
訪問看護システム使用契約	平成 34 年度	1,000 千円
訪問看護車両貸借契約	平成 35 年度	3,100 千円